

環境クリーンセンター
簡易専用水道管理業務
仕様書

平成29年度

業 務 仕 様 書

1. 概要

水道法第34条の2第2項の規定により、貯水槽水道（簡易専用水道）の定期検査及び給水装置の管理を実施するものである。

2. 対象

- (1) 定期検査対象貯水槽
 - ①環境クリーンセンター受水槽棟 2基
 - ②工場棟 2基
 - ③収集管理棟 2基
 - ④リサイクル棟 1基
 - ⑤善福寺中継ポンプ場 2基
 - ⑥椿地蔵中継ポンプ場 2基
- (2) 管理対象給水装置
 - ①善福寺原中継ポンプ場の電気及び機械設備 1式
 - ②椿地蔵中継ポンプ場の電気及び機械設備 1式
 - ③各中継ポンプ場から環境クリーンセンター内受水槽までの送水に関するテレメーター、水位計及び付属機器 1式

3. 業務内容

- (1) 定期検査業務
 - ①厚生労働大臣登録検査機関による定期検査 (1回/年)
 - ・施設の外觀検査
 - ・水質検査
 - ・書類検査
- (2) 給水装置管理業務
 - ①運転監視業務（常時監視。但し、本市焼却炉運転監視中は本市。）
 - ・運転状況の確認
 - ・各ポンプ運転時間、故障、異常等発生時の記録、報告、応急対応
 - ②巡視巡回点検 (概ね1回/週)
 - ・各部目視点検
 - ・各ポンプ運転状況の確認（電流値、異音等の有無等の記録、報告）
 - ③水質検査 (4回/年)
 - ・残留塩素簡易測定（測定箇所：環境クリーンセンター内水栓）
 - ④電気設備年次点検 (1回/年)
 - ・制御盤等目視点検
 - ・電動機、電動弁等絶縁抵抗測定

4. 提出書類（原則としてA4版とする）

- 1) 簡易専用水道検査結果書
- 2) 点検結果報告書
- 3) その他、市担当者の指示する書類